

議案第 1 1 4 号

飛騨市個人情報保護法施行条例について

飛騨市個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う制定

飛驒市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

- 2 開示請求に係る個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する規則で定める費用を負担しなければならない。ただし、市長は経済的困難その他特別の理由があると認めたときは、写しの交付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決

定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(設置)

第6条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、飛驒市情報公開・個人情報保護審査会を置く。

2 飛驒市情報公開・個人情報保護審査会は、法第129条の規定による諮問に応じ、個人情報の保護に関する事項について審議することができる。

(準用)

第7条 前条に規定する飛驒市情報公開・個人情報保護審査会の組織、会長、会議、審査会の調査権限、意見の陳述等、意見書の提出、提出資料の写しの送付等及び答申書の送付等については、飛驒市情報公開条例（平成16年飛驒市条例第14号。以下「情報公開条例」という。）第4章の規定を準用する。

(読替え)

第8条 前条の規定により、情報公開条例を準用する場合において、同条例第25条第1項中「審査請求のあった情報公開条例に基づく公開決定等に係る情報」を「法に基づく開示決定、訂正決定等に係る個人情報」と、「情報の公開」を「個人情報の開示」と、同条第3項中「公開決定等に係る情報」を「開示決定等に係る個人情報」とそれぞれ読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(飛驒市情報公開条例の一部改正)

2 飛驒市情報公開条例（平成16年飛驒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第21条中「飛驒市個人情報保護条例（平成16年飛驒市条例第15号）第35条」を「飛驒市個人情報保護法施行条例（令和4年飛驒市条例第 号）第6条」に改め

る。

(飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

- 3 飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年飛驒市条例第272号）の一部を次のように改正する。

第9条中「飛驒市個人情報保護条例（平成16年飛驒市条例第15号）第4条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第4章及び同法第66条第2項第2号」に改める。

(飛驒市個人情報保護条例の廃止)

- 4 飛驒市個人情報保護条例（平成16年飛驒市条例第15号）は、廃止する。

(経過措置)

- 5 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の飛驒市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定により知り得た個人情報（以下「旧個人情報」という。）等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行日前において旧実施機関から旧個人情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- 6 第4項の規定の施行の日前に旧条例第15条、第25条又は第25条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止及び利用停止の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則第2項) 飛騨市情報公開条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>目次 第1章～第6章 略 附則 第1章 総則 第1条～第20条 略 第4章 飛騨市情報公開・個人情報保護審査会 (設置) 第21条 第18条第1項及び飛騨市個人情報保護条例(平成16年飛騨市条例第15号)第35条 <u> </u>の規定に基づき、実施機関の諮問に応じ審査請求するため、飛騨市情報公開・個人情報保護審査会を設置する。 以下 略</p>	<p>目次 第1章～第6章 略 附則 第1章 総則 第1条～第20条 略 第4章 飛騨市情報公開・個人情報保護審査会 (設置) 第21条 第18条第1項及び飛騨市個人情報保護法施行条例(令和4年飛騨市条例第 号)第6条の規定に基づき、実施機関の諮問に応じ審査請求するため、飛騨市情報公開・個人情報保護審査会を設置する。 以下 略</p>

(附則第3項) 飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (秘密保持義務)</p> <p>第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>飛騨市個人情報保護条例(平成16年飛騨市条例第15号)第4条</u> _____の規定を遵守し個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理により知り得た個人の秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (秘密保持義務)</p> <p>第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第4章及び同法第66条第2項第2号</u>の規定を遵守し個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理により知り得た個人の秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市個人情報保護法施行条例について
担当部	総務部
提案理由	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う制定
制定改廃の根拠等	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)により「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)が改正され、個人情報保護制度の全国的な共通ルールが整備された。これに伴い、本市においても保護法に基づいた個人情報保護制度を運用することを目的として、必要な事項を定めるため当該条例を制定する。
条例の概要	<p>1 保護法改正の背景等</p> <p>これまで個人情報保護に関する規律は、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体のそれぞれに分かれて定められていた。</p> <p>近年の社会全体のデジタル化に対応したデータ利活用と、個人情報保護の両立が求められる中で、団体ごとの規律の相違から個人情報の取扱いの不均衡・不整合が課題となっていた。こうした状況を是正し、各団体が同一の法の規律に則って個人情報を取り扱うことを目的として保護法が改正された。</p> <p>2 制定の主な内容</p> <p>改正後の保護法施行後は、本市においても個人情報を同法に基づき取り扱うこととなるが、本条例では、条例で定めることとされている事項及び許容される事項について規定するものとする。</p> <p>(1) 開示請求に係る手数料</p> <p>改正後の保護法第89条第2項の規定により、開示請求に係る手数料について、条例で定めることとなっているため、本条例では現行制度と同様に無料とする。</p> <p style="text-align: right;">(第3条関係)</p> <p>(2) 開示決定等の期限</p> <p>改正後の保護法では、保有個人情報の開示請求があった日から開示決定までの期限を30日以内と規定しているが、本条例では現行制度と</p>

同様に15日以内とする。

(第4条関係)

(3) 情報公開・個人情報保護審査会の設置

次に掲げる場合に審議等を行う附属機関として、情報公開・個人情報保護審査会を設置する。

- ① 改正後の保護法第105条第3項において準用する同条第1項による諮問に応じ、開示決定等に対する審査請求の調査審議を行う場合
- ② 改正後の保護法第129条による諮問に応じ、個人情報保護に関して専門的知見に基づく意見を聴くことが必要である場合

(第6条関係)

3 関係条例の改廃

(1) 本条例の制定に伴い、以下の関係条例について所要の改正を行う。

- ① 飛騨市情報公開条例（平成16年飛騨市条例第14号）
(附則第2項関係)
- ② 飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
(平成16年飛騨市条例第272号)
(附則第3項関係)

(2) 本条例の制定に伴い、以下の条例が不要となるため廃止する。

- ① 飛騨市個人情報保護条例（平成16年飛騨市条例第15号）
(附則第4項関係)

市民への影響等	個人情報保護制度の運用に変更はないため、市民等への影響はない。
施行日	令和5年4月1日
備考	